

第5部 事故対策計画

第1章 航空機事故対策計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空事故に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当	<p>【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・福島空港事務所・東京航空局福島空港出張所</p>
----	---

第1節 航空事故予防対策

第1 災害応急対策への備え（市民安全課・消防本部・消防団）

1 防災情報通信網等の整備

航空運送事業者は、航空機事故時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備する。

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努める。また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 防災関係機関等相互の連携

福島空港事務所は、福島空港及び空港周辺における航空機事故について「福島空港緊急時計画」を策定し、防災関係機関等との連携強化に努める。

3 応援協力体制の整備

航空運送事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。

市、県及び防災関係機関は、航空機事故が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、応援協定の締結等により応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

4 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

福島空港事務所は、福島空港等における航空機事故について、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるとともに、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備、相互の連携強化に努める。

5 消防力の強化

福島空港事務所は、福島空港等において発生した航空機事故による被害の拡大を最小限に留めるため、化学消防車等の消防用機械・資機材及び「福島空港緊急時計画」に定める消火救護用資器材の整備を促進するとともに、消防活動について、平常時から消防機関等との連携強化に努める。

県は、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行う。

市は、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

6 防災訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第2 要配慮者対策 (市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織)

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等において要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、N P O ・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 航空事故応急対策

第1 災害情報の収集伝達（市民安全課・消防本部・消防団・警察本部）

1 福島空港事務所（空港管理者）のとるべき措置

福島空港事務所は、福島空港等において航空機事故が発生したときは、「福島空港緊急時計画」に基づき、関係機関等に通報・連絡する。

2 県及び警察本部のとるべき措置

県は、航空機事故の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

3 市及び防災関係機関のとるべき措置

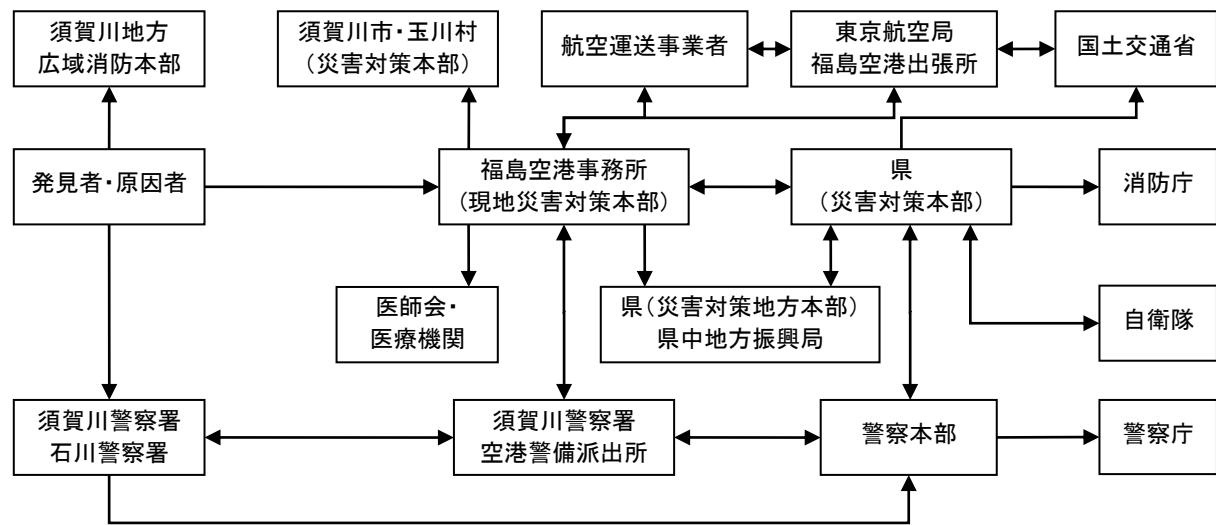
市及び防災関係機関は、航空機事故の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

市及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統一6 航空災害」により連絡するものとする。

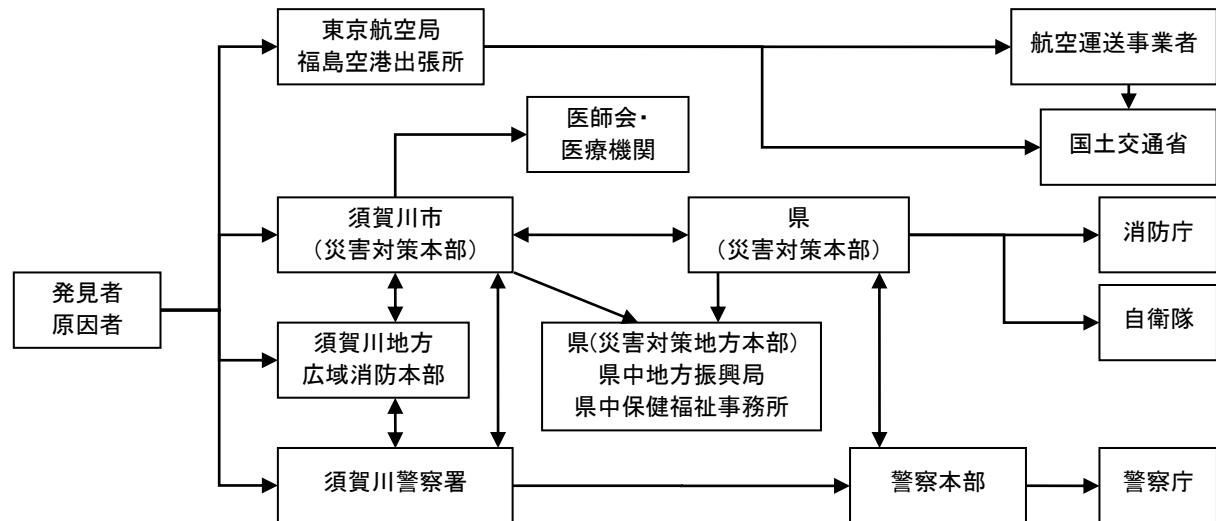
4 東京航空局福島空港出張所のとるべき措置

東京航空局福島空港出張所は、航空機事故の発生を知った場合または発見者等からの通報を受けた場合、防災関係機関に通報するとともに、災害を最小限に止めるよう努める。

■福島空港等における航空機事故の情報伝達系統



■福島空港等以外の地域における航空機事故の情報伝達系統



※矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立（市民安全課・消防本部・消防団）

1 航空運送事業者の活動体制

航空運送事業者は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所、警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努める。

2 県の活動体制

福島空港等において航空機事故が発生した場合、知事は、必要と認める場合は、福島県航空機事故対策本部を設置する。また、福島空港事務所長は、福島空港事務所内に航空機事故対策現地本部（合同対策本部）を設置する。

福島空港等以外において航空機事故が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

3 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

4 相互応援協力

県は、大規模な航空災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認められるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

市は、航空災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事または他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

消防本部は、航空災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

5 自衛隊の災害派遣

県は、航空機事故が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するため、市町村から要請があり、かつ必要と認める場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

また、国の空港事務所長等法令で定める者は、航空機事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請の必要があれば、直ちに要請する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

（市民安全課・消防本部・消防団）

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

1) 福島空港等における航空機事故の場合

福島空港事務所は、福島空港等において航空機事故が発生した場合、速やかに被害状況を把握し、「福島空港消火救難対策実施要領」及び「福島空港消防救急業務実施要領」に基づき、必要に応じ救助・救急活動を行うとともに、消防機関、警察等による迅速かつ的確な救助・救出、消火が行われるよう協力する。また、医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。

須賀川地方広域消防組合、郡山地方広域消防組合、白河地方広域市町村圏組合等は、「福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、迅速に救助・救出を行う。

東京航空局福島空港出張所は、航空機事故に係る火災が発生したときは、消防機関等の協力を得て消防活動を実施する。航空機事故が発生したときは、状況に応じ、空港利用者を避難させる等必要な措置をとる。

2) 福島空港等以外の地域における航空機事故の場合

警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、航空機、船舶等により迅速な捜索活動及び救出救助活動を行う。

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

2 消火活動

1) 福島空港等における航空機事故の場合

福島空港事務所は、福島空港等において航空機事故が発生した場合、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携協力して消火活動を行う。

須賀川地方広域消防組合、郡山地方広域消防組合、白河地方広域市町村圏組合、須賀川市及び玉川村は、「福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、迅速に消火活動を行う。

2) 福島空港等以外の地域における航空機事故の場合

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置（警察本部）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通規制等の必要な措置を講ずる。なお、福島空港等において航空災害が発生した場合には、「福島空港緊急時計画」に基づき、交通規制等を実施する。

第5 災害広報（市民安全課・秘書広報課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を被災者等に対し適切に広報する。広報活動においては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮し実施する。

第3節 航空事故復旧対策

空港管理者等の空港関係機関は、航空機事故により空港施設が被災した場合、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行う。復旧作業においては、可能な限り復旧予定期を明示する。

空港等以外で航空機事故が発災した場合、市、県、国、関係機関は連携し、迅速かつ的確に被災現場の復旧作業を行う。

第2章 鉄道事故対策計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道事故に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・鉄道事業者
----	---

第1節 鉄道事故予防対策

第1 鉄道交通の安全の確保（鉄道事業者）

1 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、鉄道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努める。

2 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図る。また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努める。

市、県、道路管理者、鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第2 災害応急対策、災害復旧への備え

（市民安全課・消防本部・消防団・鉄道事業者）

1 防災情報通信網等の整備

鉄道事業者は、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図るとともに、県、市町村及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講ずる。

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努める。また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（G I S）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

市、県及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により応援協定体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておく。

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるとともに、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図り、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておく。

県は、鉄道災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行う。

市は、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第3 防災知識の普及・啓発（市民安全課・鉄道事業者）

県及び鉄道事業者は、国と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の普及・啓発に努める。

第4 要配慮者対策 (市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織)

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、N P O・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 鉄道事故応急対策

第1 災害情報の収集伝達 (市民安全課・消防本部・消防団・鉄道事業者)

1 鉄道事業者のとるべき措置

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 県及び警察本部のとるべき措置

県は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

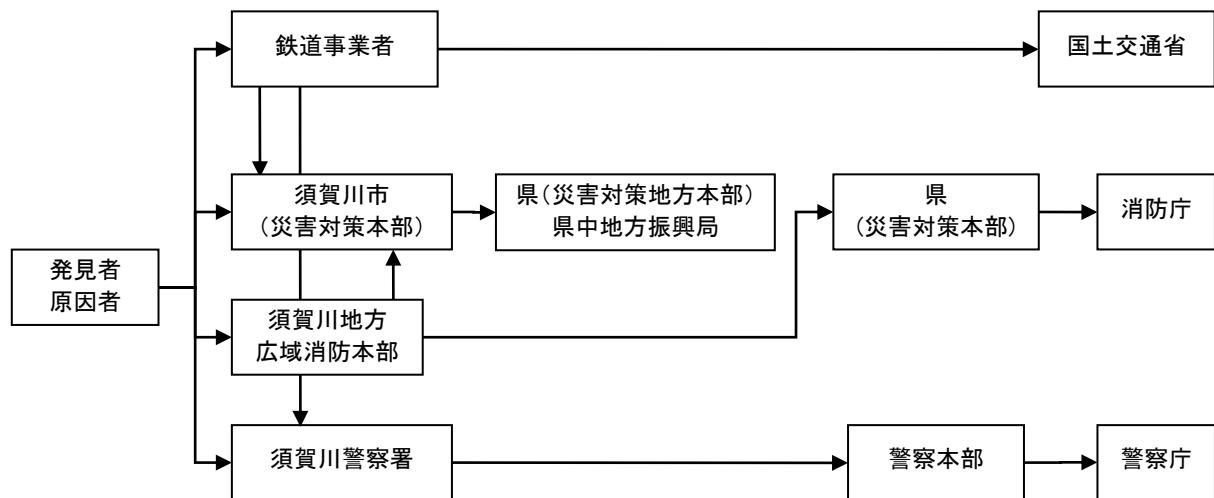
警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

3 市及び防災関係機関のとるべき措置

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施する。市及び消防本部から県への鉄道灾害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災・危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

■鉄道事故の情報伝達系統



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立（市民安全課・消防本部・消防団）

1 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとるとともに、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 県の活動体制

鉄道事故が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

3 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

4 相互応援協力

県は、鉄道災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

市は、鉄道災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事または他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

消防本部は、鉄道災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

5 自衛隊の災害派遣

県は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動 (市民安全課・健康づくり課・消防本部・消防団)

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

鉄道事業者は、消防機関、警察等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施する。

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関、市、警察本部、医療機関、関係機関等は相互に連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

鉄道事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置を実施する。

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

市が被災しなかった場合、市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置（警察）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通規制措置等の必要な措置を講ずる。

第5 避難誘導（鉄道事業者）

鉄道事業者は、旅客及び公衆等の避難を実施する。

第6 災害広報（市民安全課・秘書広報課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び鉄道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。広報活動の際は、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 鉄道事故復旧対策

鉄道事故における復旧対策は、事故の原因者が実施する。鉄道事業者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行う。復旧作業においては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第3章 道路事故対策計画

大規模な自動車事故等により多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課・道路河川課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・道路管理者
----	---

第1節 道路事故予防対策

第1 道路交通の安全のための情報の充実

(市民安全課・道路河川課・消防本部・消防団)

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

第2 道路施設等の整備 (市民安全課・道路河川課・消防本部・消防団)

道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるとともに、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

また、道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面対策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

第3 災害応急対策、災害復旧への備え

(市民安全課・健康づくり課・道路河川課・道路管理者・
消防本部・消防団)

1 防災情報通信網等の整備

道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（G I S）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

市、県及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

市及び県は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておく。

4 消防力の強化

道路管理者は、消防活動について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておく。

県は、道路災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行う。

市は、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

6 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発（市民安全課・道路河川課・消防本部・消防団）

道路管理者は、道路ふれあい月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、N P O ・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 道路事故応急対策

第1 災害情報の収集伝達

(市民安全課・道路河川課・道路管理者・消防本部・消防団)

1 道路管理者のとるべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 県及び警察本部のとるべき措置

県は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

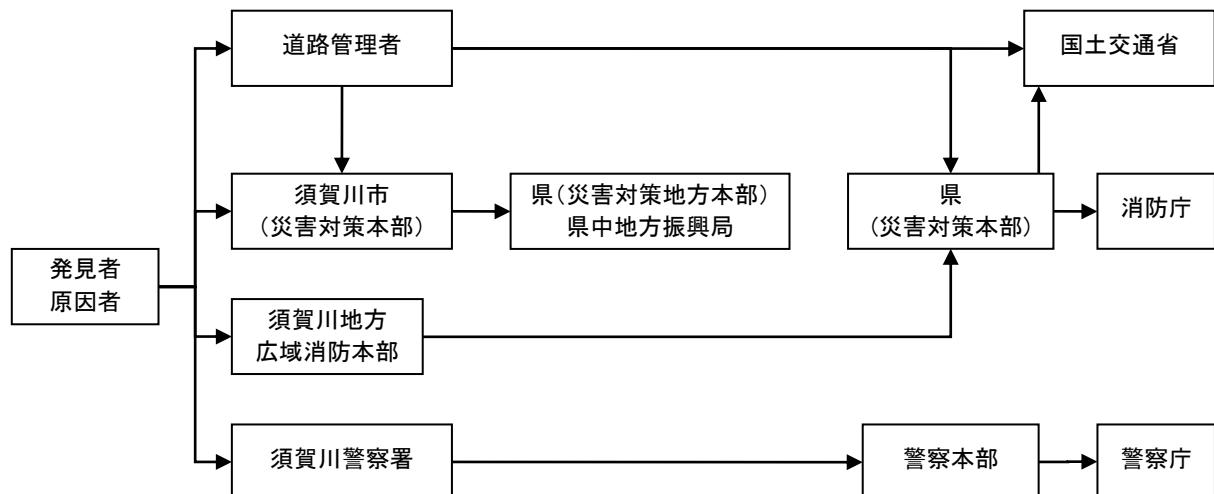
警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

3 市及び防災関係機関のとるべき措置

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施する。市及び消防本部から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災・危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

■道路事故の情報伝達系統



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

(市民安全課・道路河川課・道路管理者・消防本部・消防団)

1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行う。

2 県の活動体制

大規模な道路災害が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

3 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

4 相互応援協力

道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

県は、道路災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

市は、道路災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事または他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

消防本部は、道路災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

5 自衛隊の災害派遣

県は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

（市民安全課・道路河川課・健康づくり課・消防本部・消防団）

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

道路管理者は、消防機関、警察等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力する。

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関、市、警察、医療機関、関係機関等は相互に連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置（警察本部）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通規制措置等の必要な措置を講ずる。

第5 危険物の流出に対する応急対策（道路河川課・消防本部・消防団）

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧（道路河川課・警察本部）

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行う。

第7 災害広報（市民安全課・秘書広報課・道路河川課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。広報活動の際は、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮し

た広報を実施する。

第3節 道路事故復旧対策

道路管理者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。復旧作業において、道路管理者は、可能な限り復旧予定期間を明示する。

第4章 危険物等事故対策計画

危険物及び高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、火薬類の火災・爆発等による多数の死傷者等が発生した場合、または発生するおそれがある場合、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・危険物等施設の事業者
----	--

第1節 危険物等事故予防対策

第1 危険物等の定義

危険物等の定義は次のとおりとする。

危険物	消防法第2条第7項に規定されているもの
高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
火薬類	火薬類取締法第2条に規定されているもの

第2 危険物等施設の安全性の確保（市民安全課・消防本部・消防団）

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県及び市は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努める。

1 危険物

1) 事業者のとるべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図る。

2) 県、市のとるべき措置

県は、消防関係機関の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図る。

県及び市等は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努める。

2 高圧ガス

1) 事業者のとるべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

2) 県のとるべき措置

県は、保安統括者及び製造保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図る。

県は、高圧ガス製造事業者等に対する保安検査、立入検査、移動車両等に対する路上点検及びその他保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努める。

3 毒物・劇物

1) 事業者のとるべき措置

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

2) 県のとるべき措置

県は、毒物劇物取扱責任者、保安責任者等に対する災害時危害防止対策や防災体制についての災害予防講習の実施及び取扱施設等に対する定期自主検査の実施の指導等により、自主保安体制の推進を図る。また、製造、貯蔵等毒物・劇物取扱施設及び運送現場に対する立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努める。

4 火薬類

1) 事業者のとるべき措置

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

2) 県のとるべき措置

県は、危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施、施設等の定期自主検査の実施等の指導により、自主保安体制の推進を図る。また、火薬類の爆発等の災害及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努める。

第3 災害応急対策、災害復旧への備え

(市民安全課・健康づくり課・消防本部・消防団)

1 防災情報通信網等の整備

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（G I S）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。

市、県及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進するとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

市及び県は、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

4 消防力の強化

事業者は、危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておく。

県は、危険物等災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行う。

市は、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 危険物等の大量流出時における防除活動

県は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求めることができる体制の整備について支援する。

消防機関、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

6 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

7 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発（市民安全課・消防本部・消防団）

市、県及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者対策 (市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・ 消防団・警察署・自主防災組織)

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、N P O・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 危険物等事故応急対策

第1 災害情報の収集伝達（市民安全課・消防本部・消防団）

1 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 県及び警察本部のとるべき措置

県は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずるものとする。なお、事業者から収集した情報については、危険物等の取扱規制担当省庁に連絡する。また、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

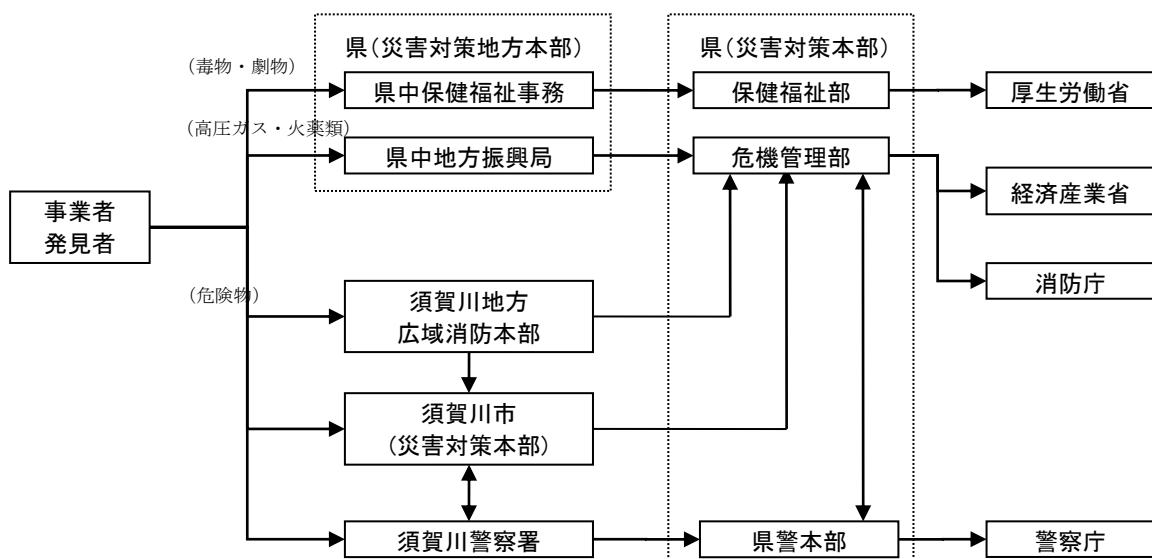
警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

3 市及び防災関係機関のとるべき措置

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施する。市及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災・危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

■危険物等事故の情報伝達系統



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立（市民安全課・消防本部・消防団）

1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 県の活動体制

危険物等の事故が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

3 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

4 相互応援協力

県は、大規模な危険物等災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

市は、危険物等災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事または他の市町村長の応援または応援のあっせんを求める。

消防本部は、危険物等災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

5 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 災害の拡大防止（市民安全課・消防本部・消防団）

1 事業者とのるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法等の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

2 市、県、消防機関等とのるべき措置

市、県、消防機関等は、関係法等の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

（市民安全課・健康づくり課・消防本部・消防団・警察本部）

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関、市、警察本部、医療機関、関係機関等は相互に連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

市が被災しなかった場合、市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第5 交通規制措置（警察本部）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策（市民安全課・消防本部・消防団）

1 事業者、消防機関、警察本部等とのるべき措置

事業者、消防機関及び警察等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

2 市及び県のるべき措置

市及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直

ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

第7 避難誘導（市民安全課・消防本部・消防団）

1 市等のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難情報の発令等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

市、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

第8 災害広報（市民安全課・秘書広報課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。広報活動の際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 危険物等事故復旧対策

危険物等事故の復旧対策については、事故の原因者が実施する。

第5章 大規模な火災対策計画

大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・建築住宅課・都市計画課 【関係機関】消防本部・消防団・県警本部・須賀川警察署・自主防災組織
----	---

第1節 大規模な火災予防対策

第1 災害に強いまちづくりの形成（建築住宅課・都市計画課・消防本部）

1 災害に強いまちの形成

市及び県は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

1) 市街地の整備

市及び県は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の手法について検討し、防災上安全な市街地の形成を促進する。

2) 防災空間の整備

市及び県は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進する。

3) 建築物の不燃化の推進

市及び県は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用について検討し、建築物の不燃化を推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

1) 消防用設備等の整備、維持管理

市、県、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

2) 建築物の防火管理体制

市、県、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努める。

消防本部は、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図る。

3) 建築物の安全対策の推進

市及び県は、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強または改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

消防本部は、旅館、百貨店等不特定多数の者を受け入れる施設について、予防査察時に防火安全対策に関する適切な指導を行う。

第2 大規模な火災防止のための情報の充実（市民安全課）

市及び県は、大規模な火災災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

第3 災害応急対策、災害復旧への備え

(市民安全課・健康づくり課・消防本部・消防団)

1 防災情報通信網等の整備

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（G I S）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

市、県及び防災関係機関は、大規模な火災における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるように、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

市及び県は、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

県は、大規模な火事災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行う。

市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化、適正な配置に努めるとともに、消防施設、消防設備の整備に努める。また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発（市民安全課・消防本部・消防団）

市、県及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓發に努めるものとする。

第5 要配慮者対策 (市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・ 消防団・警察署・自主防災組織)

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、N P O ・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 大規模な火災応急対策

第1 災害情報の収集伝達（市民安全課）

1 県及び警察本部のとるべき措置

県は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

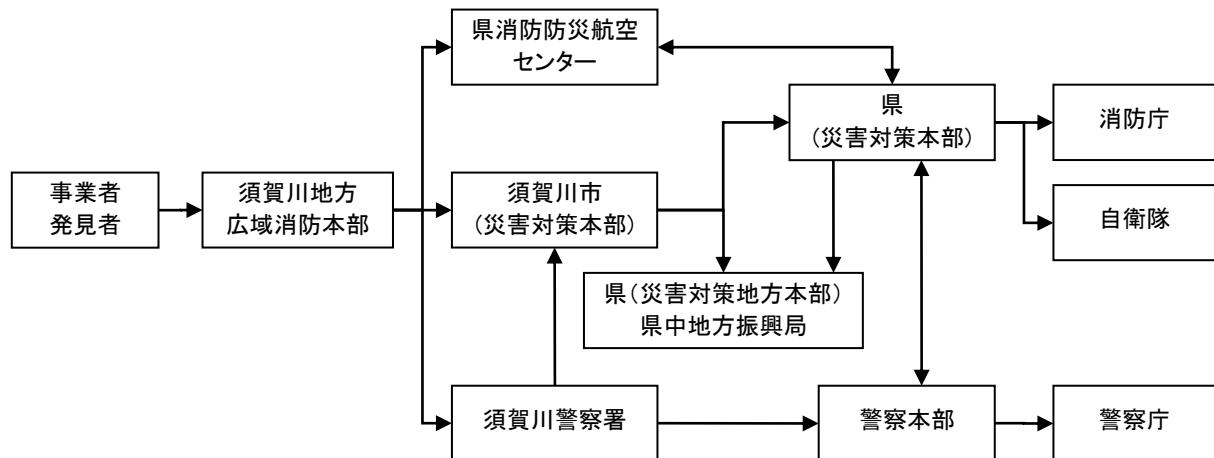
警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

2 市及び防災関係機関のとるべき措置

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施する。市及び消防本部から県への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災・危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

■大規模な火事災害の情報伝達系統



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立（市民安全課・消防本部・消防団）

1 県の活動体制

大規模な火災が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

2 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

3 相互応援協力

県は、大規模な火事災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

市は、火事災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事または他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

消防本部は、火事災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

（市民安全課・健康づくり課・消防本部・消防団）

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関、市、警察本部、医療機関、関係機関等は相互に連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

市が被災しなかった場合、市は、被災地市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置（警察本部）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第5 避難誘導（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団）

1 市等のとるべき措置

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難情報の発令等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第6 災害広報（市民安全課・秘書広報課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。広報活動の際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 大規模な火災復旧対策

市、県及び関係機関は、国と連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業、または支援を行う。

第6章 林野火災対策計画

林野火災は、火災の早期発見、迅速な初期消火が困難で水利等の不便もあるため、被害が拡大するおそれがある。また、一般火災に対する消防活動とは著しく異なり、消防活動が困難な状況となるおそれもあることから、消防関係機関は、関係機関と連携し被害の軽減に努める。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・農政課・道路河川課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織
-----------	---

第1節 林野火災予防対策

第1 林野火災に強い地域づくり（市民安全課・農政課・消防本部・消防団）

市は、地域の特性に配慮し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。

森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努める。

市及び県は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

第2 林野火災防止のための情報の充実（市民安全課）

市及び県は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

第3 災害応急対策、災害復旧への備え

（市民安全課・健康づくり課・農政課・消防本部・消防団）

1 防災情報通信網等の整備

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（G I S）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

市、県及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるように、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

市及び県は、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

県は、林野火災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うとともに、林野火災用消防資機材を整備する。また、「林野火災用消防資機材の保管及び使用に関する協定」に基づき、陸上自衛隊福島駐屯地及び陸上自衛隊郡山駐屯地に保管するとともに、市町村及び自衛隊等が、林野火災用消防資機材の迅速かつ的確な操作をすることができるように、訓練または講習会等を開催する。

市は、防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材、標識板、警報旗等の防火施設を整備するとともに、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

関東森林管理局は、森林火災の防止及び早期覚知に努めるとともに、特に危険期には職員による巡回を強化し、危険箇所の点検を行う。また、森林火災の拡大防止のため保護樹帯の設置等を実施するとともに、森林火災の発生に備え、消火用器具及び空中消火資機材の整備に努める。

5 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるように、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努め、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発（農政課・消防本部）

県は、「福島県山火事防止運動実施要領」に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、市町村、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、警報旗及びポスター等によって森林火災予防思想の普及に努める。

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、N P O・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 林野火災応急対策

第1 災害情報の収集伝達

(市民安全課・農政課・消防本部・消防団・警察本部)

1 県及び警察本部のとるべき措置

県は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

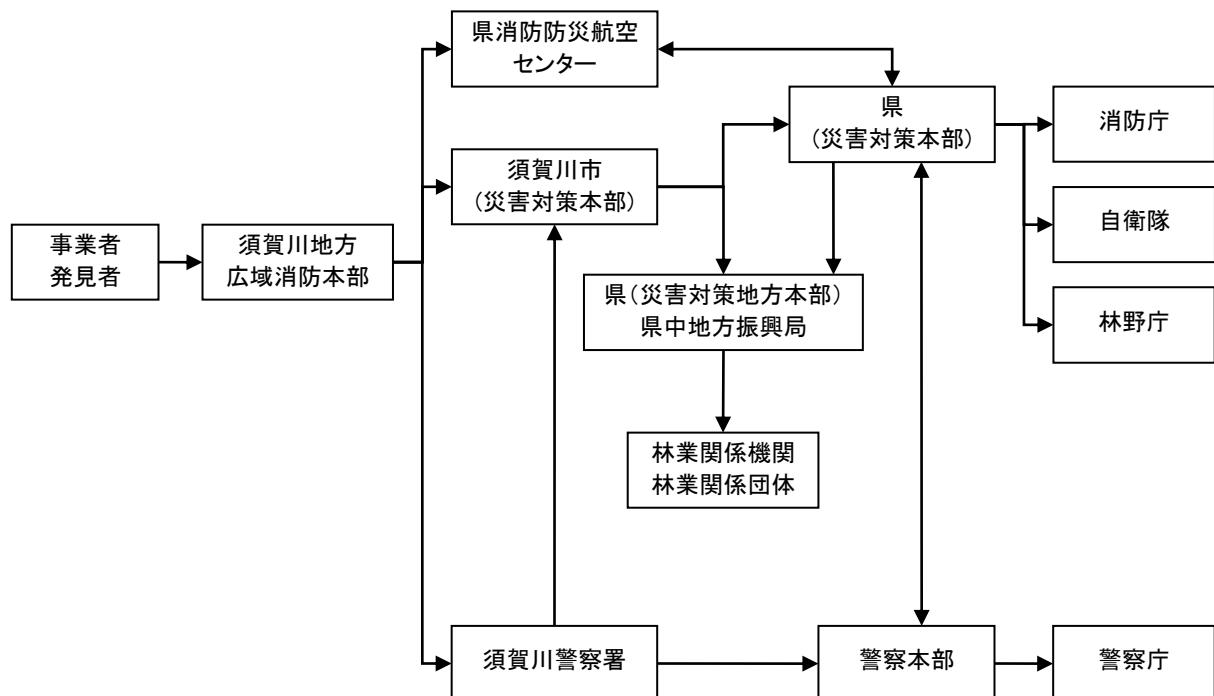
警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

2 市及び防災関係機関のとるべき措置

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施する。市及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－1 林野火災」により連絡するものとする。

■林野火災の情報伝達系統



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立（市民安全課・農政課・消防本部・消防団）

1 県の活動体制

林野火災が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

2 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

3 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、警察本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

4 相互応援協力

県は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。また、林野火災は、多数の消防人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い当該市町村のみによつては消火できないと判断したときは、当該市町村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、他市町村に対して応援を指示する。

市は、林野火災の規模が当該市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事または他の市町村長の応援または応援のあっせんを求める。

消防本部は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

5 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

（市民安全課・健康づくり課・農政課・消防本部・消防団・警察本部）

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関、市、警察本部、医療機関、関係機関等は相互に連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。

- ・出動部隊の出動区域
- ・出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- ・携行する消防機材及びその他の器具
- ・指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- ・応援部隊の集結場所及び誘導方法
- ・応急防火線の設定
- ・食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ・交代要員の確保
- ・救急救護対策
- ・住民等の避難
- ・空中消火の要請
- ・空中消火資機材の手配及び消火体制

（「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」参照）

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。また、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」に基づき、保有する林野火災用消防資機材を、市町村等へ貸付ける。

市が被災しなかった場合、市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

関東森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し火災の拡大防止に努める。

第4 交通規制措置（警察本部）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通規制措置等の必要な措置を講ずる。

第5 避難誘導 (市民安全課・行政管理課・社会福祉課・長寿福祉課・農政課・消防本部・消防団)

1 市等のとるべき措置

市は、林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合、人命の安全を第一に地域住民等に対し避難情報の発令等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

市、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

3 森林内の滞在者

市、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

第6 災害広報（市民安全課・秘書広報課・農政課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずる。広報活動の際は、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第7 二次災害の防止（農政課・道路河川課）

市、県及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

市及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行い、できる限り速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

市は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3節 林野火災復旧対策

市及び県は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。